

営業所における準備等について

- 1 **料金の掲示【旅行業法第12条、同法施行規則第21条及び同法施行要領第2号様式】**
 - (1) 旅行者
事業の開始前に、旅行業務取扱料金を定め、これをその営業所において旅行者に見やすいように掲示しなければなりません。
 - (2) 旅行者代理業者
その営業所において、所属旅行者が定めた旅行業務取扱料金を旅行者に見やすいように掲示しなければなりません。

- 2 **旅行業約款の掲示又は備置き【旅行業法第12条の2、第12条の3、同法施行規則第22条及び第23条】**
 - (1) 旅行者
旅行業約款を定め、その営業所において、旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置かなければなりません。
なお、受託旅行者であるときは、委託旅行者の旅行業約款も掲示し、又は備え置かなければなりません。
 - (2) 旅行者代理業者
所属旅行者の旅行業約款をその営業所において、旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置かなければなりません。
なお、受託旅行者代理業者であるときは、委託旅行者の旅行業約款も掲示し、又は備え置かなければなりません。

- 3 **旅行業務取扱管理者証の交付【旅行業法第12条の5の2、同法施行規則第27条の4及び第9号様式】**

選任された旅行業務取扱管理者は、旅行者から請求があったときは、旅行業務取扱管理者証を提示しなければなりませんので、当該旅行業務取扱管理者に、旅行業務取扱管理者証を交付しなければなりません。

- 4 **外務員証の交付【旅行業法第12条の6、同法施行規則第28条及び第10号様式】**

営業所以外の場所でその旅行者等のために旅行業務について取引を行う者（以下「外務員」といいます。）に、外務員証を携帯させなければ、その者を外務員としての業務に従事させてはなりませんので、当該外務員に、外務員証を交付しなければなりません。

外務員は、その業務を行うときは、（旅行者からの請求の有無にかかわらず）外務員証を提示しなければなりません

5 標識の掲示【旅行業法第12条の9、同法施行規則第31条及び第11号様式から第14号様式まで】

営業所において、標識（登録票）を、公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

当該標識（登録票）は、営業所の区分（旅行者又は旅行者代理業者の別及び海外旅行を取り扱うか否か）に応じて様式が異なります。